

北海道生物多様性保全計画の変更に係る論点(案2)

1 国家戦略と地域戦略の連携によるポスト 2020 目標の実現

生物多様性の損失を低減し回復させるための社会変革(transformative change)が必要とされる中、次期生物多様性国家戦略の国別目標を踏まえ、国と地方自治体が連携した取組を基本とすることが求められる。

2 生態系をつなぐ～関連した取組と生態系サービスの最大化

現行の生物多様性保全計画は、生態系別に実施方針を持つ特徴があるが、2050年ビジョン(自然との共生)達成に向け移行が必要な分野での取組を踏まえると、その生態系間の連関とそれにより受け取る恵み(生態系サービス)を意識した取組が必要(そのテーマや手法としてEco-DRR、シンボル種の設定、OECMなどを想定される)。

3 グローバルな視点

新型コロナウイルス感染症による影響はもとより、道民のくらしや道内産業の存続と発展には、グローバルな視点での生物多様性が関わっていることを、これまで以上に意識し行動していくことが社会変革には必要であり、ワン・ヘルス概念やプラネタリー・ヘルス概念の浸透が求められる。

4 すべての取組での気候変動対策(緩和・適応)とのシナジーを意識

気候変動については、生物多様性に対する脅威の中でも、生態系の存続自体が危ぶまれるという点で深刻であり、一方で生態系を活用した適応策(EbA)が気候変動による人々や生物多様性、生態系サービスへのリスクを低減すると指摘されていることを踏まえ、各取組で本来の目的に加え、温暖化効果ガスの吸収や排出抑制、人や生態系の適応策の助けとなる進め方を常に検討し、相乗効果を生み出すことを意識する。

特に気候変動で生じる新たな生態系の再生に自然の力を活かすなど、北海道の自然や生態系を活用した再生や防災減災を考えて行くことが重要。

5 30by30 目標に囚われないを意識した施策の実施

それぞれの場所において健全な生態系を確保し回復させていくことは重要である。ポスト 2020 生物多様性枠組1次ドラフトでは、2030年までに陸と海の30%の保全を目指す「30by30」を目標案の1つとして掲げ、国もこの目標の国内達成に向けた基本コンセプトやロードマップを公表している。こうした国内外の情勢を踏まえ、道内で効果的に健全な生態系を確保していく必要があるが、するため、「30%の保護区」という数字に囚われることなく、既設保護区の保全管理を進めることも含め、効果的な範囲や手法などを検討する必要があるby30目標を意識した施策を実施することが求められる。

6 現状を認識した上での北海道としての役割の追求

現在道が管理している保護区や種の現状把握、モニタリングを充実させ、併せて人口減少などの社会情勢なども加味した上で、北海道の特徴を活かした目指すべき自然共生社会の実現に向け、施策の検討(優先順位の検討を含む)と目標の設定を行っていく必要がある。